

2021年 第9回若手難民研究者奨励賞 応募要領

1. 奨励賞の趣旨

近年、日本における難民政策や制度は、第三国定住受け入れ、シリア難民留学生の受け入れ等新たな施策が行われている一方、難民認定手続きの運用の更なる見直しの実施等により庇護希望者が置かれる状況は一段と厳しくなっています。また世界各地での「難民危機」の発生という事象は、国際的な重要課題となっています。このような中、日本において難民に関する研究を行う研究者は増えているものの、その広がりや相互交流は未だ発展の途中にあるといえます。そこで私たちは、難民研究のすべての分野にかかわる独創的かつ先駆的研究をご支援させていただきたいと願い、さらに、新しい発想で複数領域にまたがる研究が生まれることも期待して本奨励賞を実施いたします。

2. 奨励賞の目的

難民研究を志す若手研究者の有望な研究を奨励し、その成果論文発表の機会を提供することで、難民研究者の育成に寄与します。

3. 奨励賞の研究対象

難民研究として、難民・無国籍問題及び強制移住等の研究を対象とします。

また、難民研究を志す方であれば、研究分野及び対象地域は限定しません。

4. 奨励賞の対象者

- ・研究者および研究者志望の応募者は、大学院博士前期課程・後期課程の在籍者、博士課程を単位取得退学し博士論文を執筆している方、博士学位取得後5年以内の方を対象とします。
- ・実務家や民間機関等所属の応募者は、学歴、研究業績、研究分野や実務での実績から、研究能力と論文執筆能力があるかどうかを判断します。

5. 奨励賞の概要

(1) 応募資格

- イ. 国籍、所属、居住地、年齢などは不問です。
※若手研究者とは、実年齢を指すものではなく、キャリアとしての若手を指します。
 - ロ. 成果論文は、難民研究フォーラム機関誌『難民研究ジャーナル』への掲載を想定しているため、日本語での作成とします。
 - ハ. 完全公募制であり自由に応募いただけますが、日本在住者を優先します。
- 二. 本申請の研究内容が、応募者の所属する団体・組織等から資金を受けている場合は、応募資格に該当しません。
 - ホ. 原則として、一つのテーマとして独立した個人研究（但し、少人数グループによる共同研究も含む）を対象とします。
 - ヘ. 同一年の奨励賞に、同一人物（少人数グループ）が複数応募することはできません。
 - ト. 本奨励賞を過去に受賞された方でも再度、応募することができます。しかし、審査は別途に実施され前回の研究成果からの発展性などを含め、審査をします。

(2) 奨励金額

授賞1件につき30万円を上限とし、総額120万円とします。

※但し、過去の受賞者の奨励金額は20万円を上限とします。

(3) 奨励金の使途

特に指定はありません。

※但し、応募者が所属する団体・組織等の間接経費や一般管理費等への使用は禁じます。

(4) 奨励期間

奨励賞受賞時から、2022年5月末日までとします。

※但し、成果論文提出が早まった場合は、提出日までとします。

(5) 書類の提出

申請書、研究計画書とともに、以下の項目について、該当する事項は応募時にご提出ください。

イ. 研究計画に関係する論文：研究内容に関係する日本語での過去の業績論文・研究ノート等があれば、ご提出ください。但し、論文は1点、抄録は2点の計3点まで提出できるものとします。

本奨励賞の過去の受賞者は、前回受賞後の研究論文等があればご提出ください。

ロ. これまでの研究業績：これまでの研究業績の一覧表をご提出ください。また、学位取得者は、学位取得年月日および学位論文名を記載して下さい。本奨励賞の過去の受賞者は、前回受賞後の研究およびその実績について記載してください。

ハ. 研究や調査に関する規則・規程：人（難民）を対象とする研究に該当する場合は、所属先の研究に関する倫理規則や規程、個人情報保護に関する規程等をご提出ください（規定等がない場合は、その旨を研究計画書内に記載ください）。

二. 危険地域への調査および新型コロナウイルスに係る各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置に該当する地域への調査：研究計画に現地調査が含まれており、その調査実施地域が外務省の各国渡航情報等における危険地域、紛争地域と重なる等に該当する場合、および新型コロナウイルスに係る各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置として、外務省の各国に対する感染症危険情報の発出等に該当する国・地域への調査の場合は、別紙にて、研究調査地域への渡航・入国調査の実現可能性を記載し、併せて想定されている研究調査場所や調査方法を具体的に記載してください。

ホ. 共同研究者一覧：少人数グループの共同研究での応募の場合は、別紙にて、共同研究者一覧をご提出ください。一覧には、氏名、専門分野、所属、申請内容に関係する過去の業績論文、研究計画における各共同研究者の役割を記載して下さい。

(6) 追加書類の提出に関する選考協力

事務局がさらに必要と判断した場合、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

(7) 奨励賞授賞の条件

受賞内定者は、原則、以下の内容について同意書を提出することで授賞が決定します。

イ. 申請研究の経過・成果報告を一般公開すること。

ロ. 奨励賞授賞式に、受賞者本人が出席すること。

（授賞式は2021年6月下旬に東京都内にて開催予定。交通費を一部補助します。）

ハ. 研究内容に変更が生じた場合、

遅滞なく速やかに事務局に報告の後、申請内容変更書により変更許可を受けること。

二. 中間報告会に、受賞者本人が中間報告書を提出して出席すること。

（2022年1月下旬～2月上旬開催予定。中間発表資料を中間報告書とします。）

ホ. 成果報告は、研究テーマ（研究概要）に基づいた論文（20,000字）を日本語で、『難民研究ジャーナル』執筆要項にしたがい、**2022年5月末日までに**提出すること。

なお、本フォーラム査読を経て、再考／再提出を求めることがあります。

ヘ. 特に優秀な成果論文は、難民研究フォーラムの機関誌『難民研究ジャーナル』への全文あるいは抄録の掲載があります。

- ト. 成果論文を他の媒体で発表する場合は、事前に事務局へ相談すること。
- チ. 本奨励賞の研究を他の論文・報告等に活用する場合は、本奨励賞を受けたことを掲載、提示すること及び事前に事務局に報告すること。
- リ. 本人の氏名、研究テーマ、授賞式の写真を本フォーラムホームページ上に掲載すること。
- ヌ. 奨励金は、授賞式の翌月末日までに受賞者が指定する口座に真如育英会から振込むこと。
- ル. 成果論文の提出がない場合は、事務局より奨励金の返納を求めること。

6. 応募方法・応募期間

下記の難民研究フォーラムホームページから「申請書」および「研究計画書」をダウンロードいただき上記5-(5)をご確認の上、必要書類とともに、**電子メールにて**下記応募先までご提出ください。

応募期間：2021年1月8日（金）～2021年3月23日（火）

締切：日本時間 2021年3月23日（火）24時（24日深夜0時）まで。

7. 選考方法・結果通知等

(1) 選考方法

選考は、難民研究フォーラム事務局が選定する本フォーラム委嘱の委員からなる選考委員会において、提出された全書類を慎重に審議した上、2021年5月に開催予定の第9回若手研究者奨励賞審議会を経て、正式に決定いたします。なお、奨励賞申込の内容によっては、適宜専門委員を委嘱することがあります。

(2) 結果通知等

- イ. 授賞者への内定通知は、6月上旬を予定しています。
- ロ. 結果の通知は、決定後直ちに電子メール又は書面にて通知します。なお、内定通知に同封の同意書に署名、事務局への提出（返送）により受賞が決定します。
- ハ. 採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますのでご了承下さい。

8. 個人情報取扱いについて

- (1) 個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用します。
- (2) 法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

9. 主催・共催

主催：真如育英会・真如苑 共催：難民研究フォーラム

10. 応募・お問い合わせ先（選考責任、申込書提出先）

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-2 TASビル 4階 難民支援協会気付
難民研究フォーラム 若手難民研究者奨励事業係

info@refugeestudies.jp （お問い合わせはメールにてお願いします）

<http://www.refugeestudies.jp/>



以上